

日本国農林水産省及びパラオ共和国農業・漁業・環境省との
農業分野の協力覚書

日本国農林水産省とパラオ共和国農業・漁業・環境省（以下個別に「方」といい、総称して「双方」という。）は、日本及びパラオの農業分野における二国間の協力関係の強化及び拡大のため、以下について相互理解に達した。

- 1 双方は、以下の項目について、協力を行っていくこととする。
 - (1) 食料安全保障の強化及び栄養改善に向けた連携
 - (2) 生産力向上と持続性とを両立させる農業の実現
 - (3) 官民セクターによる知見及び専門知識の交換
 - (4) 投資促進に向けた課題の特定及びこれに対処するために必要な取組の実施
- 2 双方は、上記 1 に述べる農業分野に関する協力を促進するため、「日本・パラオ共和国農業協力促進のためのタスクフォース」を別紙のとおり設置することとする。
- 3 本覚書の下での協力は、後記の署名日から開始されるものとする。
- 4 一方の国の省がこの覚書に基づく協力を終了させることを希望する場合は、希望する終了日の 90 日前までに、他方へのこの意向を示す書面による通知を以て協力を終了させることができる。
- 5 この覚書の内容は、両国の書面による一致を以て必要に応じて修正又は追記される。
- 6 この覚書は、2021 年 5 月 21 日に東京にて、2021 年 5 月 21 日にコロールにて、英文の原本 2 通に署名された。

日本国農林水産省
日本国農林水産大臣

パラオ共和国農業・漁業・環境省
パラオ共和国大統領

日本・パラオ共和国農業協力促進のためのタスクフォース（仮訳）

1. 目的

日本・パラオ共和国農業協力促進のためのタスクフォース（以下、「タスクフォース」とする。）は、パラオ共和国（以下、「パラオ」とする。）における食料安全保障の強化及び栄養改善のための日本・パラオ間の農業協力について議論し、及びこれを促進することを目的とする。

2. 協力の優先分野

タスクフォースは、添付文書1のリストに掲載される協力の優先分野を特定し、これらの優先分野は4に述べるタスクフォース会合において双方の同意により追加し、及び修正することができる。

3. タスクフォースの構成員

タスクフォースは、日本及びパラオそれぞれの 監督者 を有し、これは、日本については農林水産大臣政務官 及び パラオについては農業・漁業・環境大臣 が務める。パラオについては、農業・漁業・環境大臣が空席の場合には、パラオ大統領が監督者を務める。また、タスクフォースは 共同議長 を有し、これは、農林水産省大臣官房審議官及び農業・漁業・環境省農務局長 が務め、両議長は4.4-1に述べるタスクフォース会合を開催できる。タスクフォースの構成員は添付文書2のとおりとする。この構成員は、タスクフォース会合における双方の同意により追加し、及び変更できる。

4. タスクフォースの活動

4-1

タスクフォースは、その協力の下でのプロジェクト及び活動の管理及び促進を図るために年に1回乃至2回会合を開催する。本会合において、参加者はプロジェクト及び活動に関連して、その進捗、今後の計画及び課題について報告する。共同議長は、会合における議論に基づき、プロジェクト及び活動の更なる進展の障害として報告された課題を解決するための方針又は提案を示す。本会合はプロジェクト及び活動を通じた協力に関心のある官民セクターのいかなる者にも開かれる。

4-2

協力の下でのプロジェクト及び活動を更に促進するため、タスクフォースの日本側は、必要に応じて現地調査及びタスクフォース会合のための代表団をパラオに派遣する。

4-3

日本及びパラオのタスクフォースの共同議長は、タスクフォースの活動の進捗についてそれぞれの監督者に適切な時期及び方法により報告し、タスクフォース会合における更なる議論のための方針を得る。

別紙1 協力の優先分野

- パラオにおける新鮮、高品質及び安全な野菜及び果実の安定供給
- パラオにおける畜産業の発展

別紙2 タスクフォースの構成団体

日本側：

農林水産省（国際部国際地域課、その他関係部局）

独立行政法人 国際協力機構（本部、パラオ事務所）

在パラオ日本国大使館

地方公共団体

民間企業

大学・研究機関

パラオ側：

農業・漁業・環境省農務局

コロール州リサイクルセンター

パラオ短期大学協同研究展開センター

台湾技術集団

農業者組織

民間農業法人及び企業

注釈：下線を引かれた構成員は、本タスクフォースの管理について責任を持つ。